

「被害」と「加害」の間に潜む暴力

狩 谷 あゆみ

(受付 2002年5月9日)

精神鑑定人：逮捕すれば終わりですか？

刑 事：どっかで終わりを決めないと、事件なんて永遠に終わらないよ。

(『39 刑法第三十九条』 1999, 森田芳光監督, 松竹)

I はじめに

テレビや新聞で、私たちは当然のようにさまざまな事件の被害者や加害者の実名や写真を目にする。例え、事件の被害者が未成年者であっても実名や写真が掲載されていることに私たちは何の疑いも抱かない。そして、私たちは、報道される加害者と被害者との関係性が「事実（真実）」だと信じている。

特に、加害と被害との関係に、性的な関係が含まれば、事件に巻き込まれた女性は、マスコミ報道や法廷での審議において、「別人」へと書き換えられ、加害／被害の内容も都合よく解釈されていくと言える¹⁾。

1) 例えば「中1放置死 元中学教諭に懲役6年」(2002年3月26日付, 朝日新聞)

この事件は、元中学教諭がテレクラで知り合った中1女子生徒に手錠をかけ、車に監禁し、神戸市内の中国自動車道へ放置し、死亡させた事件である。加害者は「女子生徒が自分から道路へ落ちた」と証言し、法廷では直接の死亡原因は「後続のトラックにひかれたため」と事実認定された。

裁判長は被害者について「見ず知らずの男性を相手に援助交際に及ぼうとした」「如何なる危険が存在しているかもしれない所に自ら身を投じた」「落ち度が全くなかったとは言えない」「逃げる機会是他にあった」「善良な社会生活上是認できない」などと述べ、検察側求刑の12年を半分の6年に減刑した(2002年3月26日付, 朝日新聞, 記事より抜粋)。

本稿では、「女子高生コンクリート詰め殺人事件」と「池袋事件」を事例とする。「女子高生コンクリート詰め殺人事件」は、1989年3月末、別の強姦・暴行・引ったくりなどの事件で逮捕された少年が、余罪調べの中で自白し発覚した。1988年11月15日夜8時半頃、高校生のAさんは、アルバイトをからの帰宅途中に拉致され、強姦され、誘拐された。Aさんは、犯人の1人の少年の家の2階に41日間にわたり、監禁され、暴行を加え続けられ、殺害され、遺体はドラム缶に詰められコンクリートで固められ捨てられた。4人の少年には、1990年7月19日、一審判決で主犯格の少年に懲役17年、1990年7月12日の控訴審判決では主犯格の少年に懲役20年をはじめ、それぞれに実刑判決が下されている。

「女子高生コンクリート詰め殺人事件」に関して、マスコミは被害者のAさんにも「非があったかのような」報道を行い、少年たちの家庭環境や学校教育の問題性を告発することに終始した。そしてマスコミを通じて、少年犯罪に対する厳罰化が議論された。

この事件をきっかけとして、報道における犯罪被害者のプライバシーの問題（特に女性に関して）に関する異議申し立てが日本で初めて行われた。「被害者の実名・写真を使わないこと、女の人権を守ること」などを盛り込んだ要望書が、新聞社、テレビ局など、マスコミ9社に送られた〔おんな通信社編、1991: 24〕。

一方、「池袋事件」とは、1987年4月、東京・池袋のホテルで、ホテル嬢をしていたBさんが、男性客Xを（X自身が所持していた）ナイフで刺殺した事件である。Bさんは、殺人罪で起訴され、1987年12月18日の東京地裁第一審判決では、懲役3年、弁護人側の控訴申し立ての後、1988年6月9日の東京高裁での控訴審判決では懲役2年執行猶予3年の実刑判決が下されている。角田由紀子によると、「池袋事件」は、審理の過程で、客の男性が女性にどのような行為をしていたかが明らかになり、ビデオ（X自身がカメラを設置していた）に「わいせつな場面がある」との裁判所の決定に加えて、客のサディスティックな行為、しかもそれが用意周到に計画

されていたものであったことから、男性週刊誌の格好のネタにされた〔角田由紀子，1995:202〕。また，第一審判決後には，Bさんの正当防衛を主張する「池袋事件を考える会」が発足し，Bさんに対する支援活動が行われた〔森あい，2000:114〕。

二つの事件は，「女子高生コンクリート詰め殺人事件」では被害者として，「池袋事件」では加害者として，事件に巻き込まれたのが「女性」という点で共通している。それぞれの事件に関してマスコミは，「女子高生コンクリート詰め殺人事件」の場合は，「女子高生」が，加害者の少年の1人の家に監禁されていた間に，「池袋事件」の場合は，「ホテル嬢」が池袋のホテルで4時間の間に，「男性から何をされたのか」という点に焦点を当てた報道を行なった。また，「女子高生コンクリート詰め殺人事件」の場合は，「被害者の女子高生」が，「池袋事件」の場合は「ホテル嬢をしていた加害者の女性」が「事件にまきこまれても仕方がない」かのような報道が行われた。二つの事件は，一部の「女性」たちによって，「女子高生コンクリート詰め殺人事件」は「レイプする男性」「レイプをめぐる男性の意識」の問題として，「池袋事件」は「買春する男性」「買春をめぐる男性の意識」の問題として，それぞれの事件に関する問題提起が行われた点で共通している。特に「池袋事件」に関しては，支援団体などによって，「買春自体がレイプである」「買春者が加害者，売春する女性は被害者」という問題構成が行われた。

本稿の目的は，二つの事件を結びつけることによって，「買春行為＝レイプである」ということを示すことではない。また，「女性に対して性暴力を行う男性」を擁護しようというのでもない。本稿では，それぞれの事件に関する「被害」と「加害」がどのように解釈されていたのか²⁾，そして「事件に巻き込まれた女性」がどのような存在としてカテゴリー化されたのか

2) 事件の加害者／被害者がどのような社会的カテゴリーに含まれる人なのかという点は，加害者の犯行動機の構成や，刑罰の確定に影響している。この点については，〔狩谷，1997／1998／2000／2001b〕を参照されたい。

を明らかにすることによって、個々の言説が孕む暴力性を明らかにすることである。

尚、「女子高生コンクリート詰め殺人事件」に関しては、評論家やジャーナリストによる言説、「池袋事件」に関しては、判決文における言説、及びそれぞれの事件に対する問題提起をめぐる言説を中心に取り上げるが、それぞれの言説が「報道」「報道に対する批判」「法廷」「法廷での判決に対する批判」という、異なる位相で生成されていることを最初に断っておく。また、本稿では一連の事柄が事実（真実）かどうかという点は問題としない。

Ⅱ 「レイプされた女子高生」をめぐるカテゴリー化

Ⅱ-1 事件の一般化と加害者性の隠蔽

「女子高生コンクリート詰め殺人事件」が発覚した後、加害者の少年らの家族を取材した上で記述されたルポルタージュがジャーナリストらによって、競うように出版された。

これらのルポルタージュの特徴は、事件の原因が、「父親の不在」「愛情に飢えた少年が女性に母親を求めた結果」などの家族の問題、学校教育の問題、アダルトビデオやコミック雑誌などポルノの問題にあるとして、問題の所在が一般化されていた点である。

4人の少年たちの家庭は、いろんな意味で、現代の日本の家族を象徴する典型的な例であろう。このルポルタージュを読まれた読者は、4人の少年の家族のいずれかに、自分の家族の類似点を見つけだすに違いない。つまり、それだけ、どこにでもある平均的な家庭から、想像を絶するような残酷な事件を引き起こす少年たちが生まれてきたのである。おそらく、これからも類似した事件はつづくであろう。そういう病んだ不気味な時代に日本の社会は突入しはじめたのである。

[横川和夫, 保坂 渉, 1990: 290]

それでは、現在の未熟とはいったい何なのか。

第一に、非常に敏感で傷つきやすい。第二に欲求不満耐性の欠如。

物事が思いどおりいかない、何か困難に直面する、そういったときに持ちこたえる力、乗り越えていく力が弱い。人間関係、環境の変化、学校生活などにおいて、些細なことでつまづいてしまう。第三に、真の生きる意味、目標を年齢相応につかんでいない。アイデンティティを確立していない。目標をつかんでおり、アイデンティティを確立していれば、乗り越えられるはずの挫折を克服できない。もろく傷つき、つぶれてしまう……。

最終弁論で弁護人が描いて見せた6人の肖像を、この「未熟」でくくれば、そこから浮かびあがってくるのは例外的な凶悪犯の姿ではなくて、ごくありきたりの「近ごろの若者」の風景である。

そういう少年たちが内蔵している憤怒のスイッチがひとたび「ON」に入ったとたん、当人さえ予測できなかったほどのことをやり始めてしまったのだった。

[佐瀬 稔, 1990: 219]

上記のように、ルポルタージュの中で、「女子高生コンクリート詰め殺人事件」は「どこにでもある平均的な家庭」に育った「ごくありきたりの近ごろの若者（少年）」が引き起こした事件として一般化されている。そして「ごく普通の少年に憤怒のスイッチを入れさせた」「病んだ不気味な」現代社会の問題として一般化されている。しかし、「Aさんを、拉致し、強姦し、誘拐し、犯人の1人の少年の家の2階に41日間にわたり、監禁し、暴行を加え続け、殺害し、遺体をドラム缶に詰めコンクリートで固め捨てた」という、加害者の少年4人の犯行行為を、「ごく普通の少年に憤怒のスイッチを入れさせた」「病んだ不気味な」現代社会の問題として一般化することは、犯行行為の「残虐性」や「加害者性」を隠蔽していくことに繋がるのではないか。

一方、被害者のAさんに関して、ジャーナリストや評論家などによって議論されたのは、「少女が41日間監禁されていた間になぜ逃げなかったのか」という点である。

『密室』から

芹沢俊介：たとえばそこに性を媒介にすると、もうすこし居心地がよくなっちゃうという面もあるということですね。居心地がよくなるという言い方は彼女にたいして失礼ですけど。

森 毅：レイプされた以後というのは、される前とは違う人間になるわけでしょ？

芹沢俊介：彼女はこれまでも無断外泊の経験がわりあいあったと言われています。(中略)彼女が処女であったということとちょっと違うという気はします。

森 毅：自発性をくんでの性体験と強姦されるというのは、やっぱり違うでしょう。しかし彼女の性体験のなかにレイプが入っている可能性もありうるかもしれないから、それだけではよくわかりませんが。

芹沢俊介：少年たちのつくっている一種の密室空間にたいして、経験的にみて、彼女はそれほど極端な違和をもっていたように思えません。さっきも申しましたように、彼女が性体験をもっているということ、無断外泊をわりあい平気でやっちゃうみたいなところがあったといわれているからです。

『浮遊する殺意』から

岸田 秀：この女の子もそんなに帰らなくても親が動き出さなかったわけですから、しょっちゅう家をあけている女の子だったんでしょうか。

山崎 哲：ちょっとワルっぽい少女だったと言う人もいました。

岸田 秀：親もこの女の子を見捨てていて、この女の子には自分の家に自分の世界がなかったのでしょうか。

山崎 哲：どうもそんな印象がありますね。

岸田 秀：なんとしても逃げ帰ろうという動機が薄いような感じですね。

山崎 哲：彼女も基本的には少年たちと同じ荒廃の水準にいたんじゃないか、という感じがします。

ぼくには、Fさんはグレート・マザーというイメージがあるんですね。女の子を監禁してそこに10数人の少年たちが出入りしていた。少女は自分の意志で任意に相手を選ぶ

狩谷：「被害」と「加害」の間に潜む暴力

ことができないわけですね。(中略)そこでは彼女も、「大地の母」みたいに、無条件に少年たちを受け入れていく、からだを開いていくみたいな覚悟があったんじゃないかなあ、という気がしてしょうがないんです。もちろんそれは、恐怖とかそういう感情とは別のレベルで、ということなんですけど。

(〔丸山友岐子, 1991: 29-30〕より重引)

上記のやりとりの中で、被害者のAさんは「外泊経験がある少女」「性体験をもっている少女」=「非行少女」「ふしだらな少女」としてカテゴリー化されている。芹沢らは、「外泊経験がある少女」「性体験をもっている少女」=「非行少女」「ふしだらな少女」としてカテゴリー化することで、「逃げようと思えば逃げられたのに少女自身の意思で逃げなかった」という「事実」を導きだそうとしている。

つまり、芹沢俊介の「そこに性を媒介にすると、もうすこし居心地がよくなっちゃうという面もある」という解釈、山崎哲の「『大地の母』みたいに、無条件に少年たちを受け入れていく、からだを開いていくみたいな覚悟があった」という解釈は、被害者のAさんに「母親であること」を求めることで、加害者の少年らの犯行行為の「残虐性」や「加害者性」を隠蔽するという更なる「暴力」を生んでいると言える。

まとめると、この事件に関して、ジャーナリストや評論家たちは、加害者の少年らを「普通の存在」として、被害者のAさんを「普通ではない存在」としてそれぞれカテゴリー化していたと言える。

Ⅱ-2 「同じ女だから理解できる」という言説が孕む暴力性

一方、丸山友岐子 [1991: 31] は、マスコミ報道における実名写真入りの「非行少女キャンペーン」に対して、被害者の少女が「ごく普通の少女」だったことを強調している。また、中山千夏は「女たちは我が事のように悲憤し、男たちは反発するか他人事のように批評するかだ」と述べている

[中山千夏, 1991: 10]。

仮に、被害者のAさんが、マスコミ報道で見られたような「非行少女」そのままであったならば、中山の言うように「女たちは我が事のように悲憤し」という反応が見られたのであろうか。なぜなら、中山の言う「女たちは我が事のように悲憤し」という反応は、中山や丸山を含めた“おんな通信社”によって示された「被害者の少女は『非行少女』ではなかった」という「事実」に対する反応だからである。つまり、「女たち」が「我が事のように悲憤」する条件は、構成される被害者イメージが、「一方的に男性からの暴力に甘んじる弱者」でなければならないのである³⁾。そしてその被害者イメージが「未成年者で、品行方正」であれば尚更「女たち」の同情を誘い、共感を呼ぶと言える。

丸山友岐子は、加害者の少年らがAさんを「監禁し、殺害する」までに至った背景について以下のように説明している。

少女を拉致監禁するちょっと前にも、少年たちは別の輪姦事件で告発され、取り調べを受けている。少年たちに事情を聞いただけで、身柄を拘束しなかった警察。まさか「あれは合意だった」と言い抜けようと申し合わせていた少年たちの嘘にだまされたわけではあるまい。やはり、強姦、輪姦は重大な犯罪という認識が、警察官の方にもなかったのだらうと思われる。強姦で取り調べを受けたのに、アッサリ釈放された少年たちは、警察なんてチョロイ。ナンパだ、合意だと言い抜けたら簡単にだまされると“経験的”に知って、女性を襲うという“遊び”をエスカレートさせたのだ。

[丸山友岐子, 1991: 34-35]

丸山は、「強姦、輪姦は重大な犯罪である」という認識のない警察にも事

3) ホルスタインとミラーによれば、被害者を特徴づけることは、その被害の「原因」を解明することであり、その「原因」が文化的に共有され、必要だと承認されるかどうかという一般的な被害者イメージの確立に頼ることになる [Holstein & Miller, 1990: 116]。

狩谷：「被害」と「加害」の間に潜む暴力

件の共犯性があることを指摘している。先に述べたような、ジャーナリストや評論家による被害者のAさんに関する言説を見ても、「強姦、輪姦は重大な犯罪である」という認識のなさが（むしろ重大な犯罪であることを認めたくないとも言える）、犯行行為の「残虐性」や「加害者性」の隠蔽へと繋がっているのだ。

「レイプ」や「レイプをめぐる言説」の暴力性を「男性の問題」として一元化し、「弱者」という被害者イメージを形作ることは、先に述べた、ジャーナリストや評論家による被害者のAさんに関する言説に見られたような、少年らの犯行行為の「残虐性」や「加害者性」を隠蔽しようとする「暴力」の存在を告発していくための一つの方法であったと思われる。もちろん、本章で考察した問題の所在が、「レイプ」を正当化しようとするイデオロギーにあることを否定するつもりはない。しかし、被害者に「同情」し、「悲憤」する女性たちが、被害者となった女性について説明する必要がある位置で生きることが可能であるにもかかわらず、「同じ女だから理解できる」と解釈することも、被害者のAさんから主体性を奪うという意味で暴力的であると思われる。

Ⅲ 「売春する女性」をめぐるカテゴリー化

Ⅲ-1 「報酬」には「リスクを負うこと」も含まれているのか？

「池袋事件」の第一審、控訴審を通じて争点となったのは、Bさんの犯行行為が「正当防衛に当たるかどうか」「Bさんに対する急迫不正の侵害があったかどうか」という点である。Bさんの犯行行為は、控訴審判決において、次のように説明されている。

……客の待つホテルに赴いて売春をする、いわゆる「ホテル嬢」をしていた被告人が、ホテルで客から、殴る、ナイフで突き刺す、ナイフを突きつけて脅す等の暴行・脅迫を加えられ、手足を縛られて監禁状態に置かれ、わいせつ行為を強要され続けているうち、憤慨のあまり、もはや相手の要求のままになっていることに堪えられなくなり、

隙をみて握った右ナイフで相手の腹部を刺し、その場から逃げ出そうとしたが、相手に追われてもみ合いになり、さらに相手の身体を数回突き刺し、これを失血死させて殺害したというものである。(『判例時報』1989年10月11日号, NO. 1283: 54)

Bさんの犯行行為に関する説明を見ると、事件現場でBさんが「被害者Xを刺さざるをえない状況に追い込まれていた」とも解釈できる。しかし、本件は、傷害致死罪での起訴ではなく、殺人罪での起訴であった。なぜ「BさんがXに対して殺意を抱いての犯行である」という点が「暗黙の了解」として扱われたのだろうか。第一審、控訴審を通じて、事件の原因は、次の2点に集約されている。

- (1)被害者Xの常軌を逸した行為がその大きな原因になっていることは否定できない。被害者に大きな落ち度があること。
- (2)被告人が売春のためホテルに赴いたことに原因がないわけではない。いわゆるホテル嬢として見知らぬ男性の待つホテルの一室に単身赴く以上、客の性格等によっては相当な危険が伴うことは十分予測しえるところであるにもかかわらず、敢えて、被害者の求めに応じてホテルに赴いたという意味では、いわば自ら招いた危難とも言えなくもない。

(『判例時報』1989年7月21日号, NO. 1275: 45) より抜粋

上記の中で、被害者の「常軌を逸した行為」にも事件の原因があるとしても、Bさんがホテル嬢をしていること自体が「自ら招いた危難」として解釈されている。最終的には「被告人の本件行為は、社会通念上防衛行為としてやむことえないといえる範囲を逸脱し、防衛の程度を越えたものである」「被告人が売春をするためにホテルに赴いたことが本件のきっかけをなしていることなど、被告人の刑事責任を考えるうえで軽視することを許さない事情がある」(『判例時報』1989年10月11日号, NO. 1283: 58)として、Bさんの犯行行為は正当防衛とは判断されなかった。被害者Xによる「常軌を逸した行為」を、Bさんに対する「急迫不正の侵害」としつ

つも、Bさんの犯行行為は「社会通念上防衛の行為を越えたものである」と判断されたのである。

……被告人は、自らの意思により、「ホテル嬢」として4時間にわたり売春することを約して、Xから高額報酬を得ており、原審検察官が主張するように、これにより被告人が性的自由及び身体自由を放棄していたとまではいえないが、少なくとも、Xに対し、通常の性交及びこれに付随する性的行為は許容していたものといわざるをえないから、被告人の性的自由及び身体自由に対する侵害の程度については、これを一般の婦女子に対する場合と同列に論ずることはできず、相当に減殺して考慮せざるをえないことなどの事情がある。

(『判例時報』1989年10月11日号, NO. 1283: 57)

上記の中で、Bさんは、「売春する女性」=「性的自由及び身体自由を放棄していた存在」「一般婦女子とは異なる存在」としてカテゴリー化されている。また、「ホテル嬢をしているということ」「Xから高額報酬を得たこと」という「事実」は、「通常の性交及びこれに付随する性的行為は許容していたもの」(=被害者Xの「常軌を逸した行為」をも許容していた)という事実認定へと結びつけられたのである。

法廷で「Xから得た報酬が高額である」という判断が、何を基準に行われていたのかという点は疑問であるし、「報酬を得た上での性交渉」であれば、「何をされてもいい」という法廷での判断は何を意味しているのだろうか。例えば、何か商品売り、サービスを行うことで報酬を得るとき、自らの身体に危険が及ぶことを覚悟の上で「売る」「サービスをす」労働というのが存在するだろうか。

「池袋事件」に関する判決が意味するのは、売春をしていたBさんを「逸脱した存在」としてカテゴリー化することで、被害者Xの「常軌を逸した行為」が、「まっとうな社会生活を送る人間」によって行われたものとして判断されたという点である。

Ⅲ-2 「買春する男は加害者／売春する女性は被害者」という言説が孕む暴力性

角田由紀子は、「池袋事件」について、被害者Xが「常軌を逸した行為」が危険だけでなく、「買う男そのものが危険な存在である」と解釈している。

買う男がえたいが知れず危険な存在であることは、判決は、当然のことであるかのように考えている。本件の男はまさに判決の指摘する「危険な男」であったわけであるが、彼の行為については、「常軌を逸した行為」と片づけられてるだけで（この中には、「買った行為」は含まれていないと思われる）、……被害者が彼女を買ったことは、彼女の「情状」としてはまったく考慮に入れられていない。

……彼女が売春をしたことが刑事責任を考えるうえで軽視できない重大事なら、被害者が買春行為をしたことも、少なくとも量刑事情の中では、同等に評価されるべきではないだろうか。売る女が先にいるのではない。買う男がいて売る女の存在がある。

[角田由紀子, 1995: 208-213]

角田は、「買う男がいて売る女の存在がある」というように、買売春をめぐる問題を「女を買う男の問題」として一元化し、売春する女性を「買う男という危険な存在」に「身体的自由を奪われた弱者」としてカテゴリー化している。角田は、被害者Xの「常軌を逸した行為」よりも、被害者Xが「Bさんを買った行為」の方に「加害者性」を見出していると言える。被害者Xが「Bさんを買った」という行為を、買春する男の問題として一元化し、「男が女を買う」という行為自体を問題視することは、Bさんが被害者Xの「常軌を逸した行為」によって晒された危険や、「売春婦には何をやってもかまわない」という、被害者X自身の更には法廷での判決に見られるような、「売春する女性」に対する暴力性や差別性を隠蔽してしまう働きがあるのではないか。

桃河モモコは、セックスワークそのものを危険視し、買春そのものに「加

害者性」を見出そうとする問題構成に潜む暴力性について次のように説明している。

なぜ、私たちの仕事は「危険」だと言われるのか。セックスワークそのものが危険なのではない。危険だからやめろという他人の意見は何の役にも立たない。なぜすべての買春が「暴力」だと言われるのか。買春そのものが暴力なのではない。買春が暴力になってしまうことが問題なのだ。さらに私たちは、暴力に甘んじる弱者として同情されるか、その暴力に加担する、フェミニズムへの裏切り者として非難される。いい加減にしてほしい。

[桃河モモコ, 1997: 60]

桃河の指摘から考えると、「池袋事件」の場合、男性客Xの「買春行為」自体が暴力なのではなく、Bさんの意思に反して行われた、Xによるビデオカメラ、ポラロイドカメラでの撮影、及びXの「サディスティックな行為」が暴力となっていると言えるのではないか。

また、森あいは、第一審後に発足し、女性の立場からBさんの正当防衛を主張する〈池袋事件を考える会〉に見られた問題構成、「買春は強かん」「売春者は被害者、加害者は買春者」と言い切ることの孕んでいる暴力性について、次のように説明している。

湯前は、さきほどタイトル⁴⁾をあげた文章の最後で、【買売春は「金の介在する強姦」ともいわれる。買売春の現場における（当事者がいかに思おうと）支配・被支配の関係をこの事件は端的に、また極端に示している】と書いている。ことが売春であろうが、【当事者がいかに思おうと】と言ってしまふことの暴力性に、湯前やその他の支援者たちはいったい気づいていたのだろうか。そして今は気づいているのだろうか。買春を強かんと言い、買売春をはじめ性労働者を強かんの被

4) 湯前知子, 1988, 「買売春は性差別であることをみつめないこの事件の本質に迫れない」池袋事件を考える会, 『「池袋・買春男性死亡事件」報告集』: 36-37. [森あひ, 2000] より重引

害者だとしてしまうこと自体が、当事者の自己決定を侵害するものであり、望まない性行為を強かんとする基準に著しく反するものである。検察官と裁判官は、思いやりを全く持たず、非情にも〈売春婦〉を強く差別した。一方、〈池袋事件を考える会〉は、同じ女性としての連帯という乱暴な〈思いやり〉で、〈売春婦〉を犠牲者視し、差別したのである。

[森あい, 2000: 114-115]

「池袋事件」第一審で「Bさんの正当防衛が認められなかった」という点をふまえ、「Bさんが男性客を刺殺した」という点ではBさんは事件の加害者であるが、「Bさんが男性客を刺さざるを得ない状況に追い込まれていた」という点を明らかにするためには、「Bさんは性的暴力の被害者である」ということを主張する必要があったと考えられる。もちろん、本稿で、Bさんの正当防衛を主張するという問題構成自体を否定するつもりはない。しかし、買春行為自体を「レイプ」と結びつけることは、本人の意志に反して（時には脅しによって）行われる「レイプ」が孕む暴力性や、「レイプされた女性」に対するカテゴリー化が孕む暴力性を隠蔽する危険があるのではないか。

IV 結びに代えて

本稿では、それぞれの事件に関する「被害」と「加害」がどのように解釈されていたのか、そして「事件に巻き込まれた女性」がどのような存在としてカテゴリー化されたのかを明らかにすることによって、個々の言説が孕む暴力性を明らかにすることを試みた。繰り返しになるが、本稿の目的は、二つの事件を結びつけることによって「買春＝レイプである」ということを示すことでも、「女性を性暴力の対象として見なす男性」を擁護することでもない。注意しなければならないのは、買春をめぐる問題とレイプをめぐる問題という個々の問題を、「男性の問題」として一元化していくことは、個々の問題をめぐる言説を生成するイデオロギーの持つ加害者性

狩谷：「被害」と「加害」の間に潜む暴力

を隠蔽してしまうことに繋がる点である。例えば、セクシュアル・ハラスメントを「男性の問題」として告発することが、しばしば「女性もセクハラをする」という単純な反撃を生み出してしまうように。

本稿で考察したことをまとめると以下のようなになる。

①「女子高生コンクリート詰め殺人事件」に関して

この事件に関して、ジャーナリストや評論家たちは、加害者の少年を「普通の存在」として、被害者のAさんを「普通ではない存在」としてそれぞれカテゴリー化していた。このような事件の一般化は、加害者の少年らによる犯行行為の「残虐さ」や「加害者性」を隠蔽していくことに繋がっていると言える。例えば、被害者のAさんに「母親であること」を求めるという解釈は、加害者の少年らの犯行行為の「残虐性」や「加害者性」を隠蔽するという更なる「暴力」を生んでいると言える。

また、「レイプ」や「レイプをめぐる言説」の暴力性を「男性の問題」として一元化し、「弱者」という被害者イメージを形作ることは、少年らの犯行行為の「残虐性」や「加害者性」を隠蔽しようとする「暴力」の存在を告発していくための一つの方法であったと思われる。しかし、被害者に「同情」し、「悲憤」する女性たちが、この事件の被害者となったAさんについて特に説明する必要がない位置で生きることが可能であるにもかかわらず、「同じ女だから理解できる」と解釈することも、被害者のAさんから主体性を奪うという意味で暴力的であると思われる。

②「池袋事件」に関して

法廷において、Bさんは、「売春する女性」＝「性的自由及び身体を自由を放棄していた存在」「一般婦女子とは異なる存在」としてカテゴリー化されていた。また、「ホテル嬢をしているということ」「Xから高額報酬を得たこと」という「事実」は、「通常の性交及びこれに付随する性的行為は許容していたもの」（＝被害者Xの「常軌を逸した行為」をも許容していた）という事実認定へと結びつけられた。

「池袋事件」に関する判決が意味するのは、売春をしていたBさんを「逸脱した存在」としてカテゴリー化することで、被害者Xの「常規を逸した行為」が、「まっとうな社会生活を送っている人間」によって行われたものとして判断されたという点である。

また、「Bさんが男性客を刺さざるを得ない状況に追い込まれていた」という点を明らかにするためには、「Bさんは性暴力の被害者である」ということを主張する必要があったと考えられる。しかし、買春行為自体を「レイプ」と結びつけることは、本人の意志に反して（時には脅しによって）行われる「レイプ」が孕む暴力性や、「レイプされた女性」に対するカテゴリー化が孕む暴力性を隠蔽する危険があると思われる。

近年、犯罪被害者保護関連法（刑事訴訟法の一部改正を含む）、ストーカー行為規制法、DV防止法といった法律が相次いで制定された⁵⁾。また、2001年4月には、刑事罰を科す年齢を16歳から14歳へ引き下げることなどを盛り込み、少年法が一部改正された。これらの法律の制定もしくは改正は、さまざまな事件がマスメディアによって報道されることによって、個々の問題に対する社会的関心が高まった結果だとも解釈できる。しかし、注意しなければならないのは、犯罪に対する厳罰化が、個々の社会問題に対して、国家が何か対策を講じたということを示すために、「国民の安全を守るため」という理由づけによって繰り広げられる「一種のパフォーマンス」⁶⁾とも解釈できるという点である。バウマンは、法律の制定や改正、犯罪に対する厳罰化について、以下のように述べている。

新しい刑務所を建設すること、新しい法律を制定すること、しかもその法律によって法律違反者の数を増やし投獄によって罰すること、刑の延長を強制すること。政府の人気を高めるのはこういった処置で

5) 「女性政策ウォッチ」<http://www.jca.ax.apc.org/~fsaito/>

6) 犯罪処罰儀礼の社会的意味については、[Collins, 1982=1992] [Durkheim, 1895=1978] 参照

ある。これらの処置によって、政府にはいかなる事態にも断固とした姿勢で臨機応変に対処する能力があるということが示されるからである。とりわけ、政府はこれらの処置によって「何かをやっている」ということを示すことができる。明示的には、国民の個人的な安全について。そして暗示的には、国民の安全や確信について。しかも政府は、これらのことを極めて劇的に、しかも目に見える具体的な形で人々を説得するように行うのである。 [Bauman, 2000=2001: 96]

新たな法律の制定は、必ずしも犯罪件数自体を減少させることには繋がらない。本稿で取り上げた二つの事件は「過去の出来事」ではない。近年、さまざまな場面で「女性の社会進出」や「女性の性意識の変化」が強調されているが、他方で本稿で取り上げた事件と同じようなレトリックによって、「事件に巻き込まれた女性」は「消費」され続けていると言えよう⁷⁾。

「女子高生コンクリート詰め殺人事件」と「池袋事件」という二つの事件に関する言説を見ていくことで明らかなのは、本稿で示したそれぞれの言説が「最も犯罪に巻き込まれる可能性の低い人々」によって生成されたものであるという点である。コリンズは、犯罪と階層/階級との関連性について以下のように述べている。

人々はどこよりもまずみずからの近隣地域で強奪し、夜盗に入り、殺人を犯し、強姦する。理由はきわめて簡単—それが最もたやすい機

7) 「女子高生コンクリート詰め殺人事件」のマスコミ報道をめぐって「報道における犯罪被害者のプライバシーの問題」が議論されたにも拘わらず、1997年の「東電OL殺人事件」が起きた際のマスコミ報道は、まさに「死人に口なし」状態であった。不思議なのは、「女子高生コンクリート詰め殺人事件」が起きた際に見られたような異議申し立てが一切行われなかったという点である。代わって口を開いたのは、「彼女が潔く墮落する姿」に感応する女性たちだった。詳細は [佐野真一, 2000/2001] を参照されたい。

この事件は、冤罪の可能性が限りなく高いネパール人男性が、一度は無罪判決を言い渡されながら、理不尽な再拘留命令を受け、逆転有罪無期懲役という判決が下された。2001年には「無実のゴビンダさんを支える会」が結成されていた。「ゴビンダ裁判から日本が見える」 <http://www.jca.apc.org/~grillo/govi/govi00.htm>

会だからである。……犯罪には確かに階級的なパターンがみられるけれども、それは各近隣社会が人種や民族だけでなく社会階級によっても相互に分離されている場合が多いという事実から生じるものなのである。だから最も多くの犯罪をおかすのは最も恵まれない層の人々であるが、その被害者もまた主として同様の人々である。こうして、もっぱら貧しい人々が貧しい人々から奪うわけである。

[Collins, 1982=1992: 160]

上記のコリンズの指摘は、犯罪者になる確率の高い人々と犯罪被害者になる確率の高い人々を「下層」へと押し止めることで、犯罪が再生産され続けていることを示している。法の制定や社会的に危険視される存在を隔離することで、「誰」の安全が守られ、「誰」がリスクを負うことを強いられているのかを明らかにしていくことは、今後の課題とする。

文 献

- 赤川 学, 1996, 「解題」ジェフリー・ウィークス, 上野千鶴子監訳+赤川学解説『セクシュアリティ』河出書房新社: 221-232.
- 赤川 学, 1999, 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房.
- Bauman, Zygmunt, 2000, *Social Uses of Law and Order, Criminology and Social Theory*, David Gerland and Richard Sparks=2001, 福本圭介訳「法と秩序の社会的効用」『現代思想』6月号 (Vol. 29-7): 84-103.
- Bauman Zygmunt, 2000, *LIQUID MODERNITY*, Polity Press=2001, 森田典正訳『リキッド・モダニティ 液状化する社会』大月書店.
- bell hooks, 1984, *FEMINIST THEORY from margin to center*=1997, 清水久美訳『ブラック・フェミニストの主張——周縁から中心へ——』勁草書房.
- Bell, Shannon, 1994, *READING, WRITING, AND REWRITING THE PROSTITUTE BODY*, Indiana University Press=2001, 山本民雄, 宮下嶺夫, 越智道雄訳『売春という思想』青弓社.
- Butler, Judith, 1990, *GENDER TROUBLE Feminism and the Subversion of Identity*, Routledge, Chapman & Hall, Inc=1999, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社.
- Collins Randall, 1982 *SOCIOLOGICAL INSIGHT An Introduction to Nonobvious Sociology*, Oxford University Press, Inc.=1992 井上 俊, 磯部卓三訳『脱常識の社会

狩谷：「被害」と「加害」の間に潜む暴力

- 学——社会の読み方入門』岩波書店。
- Durkheim, E'mile, 1895, *Les Regles de la methode sociologique*, Presses Universitaires de France=1978, 宮島喬訳『社会学的方法の基準』岩波書店。
- Holstein, J. A and Miller, G., 1990 "Rethinking Victimization an Interactional Approach to Victimology" *Symbolic Interaction* Vol. 13 No. 1: 103-122.
- 井上 俊, 1975「日常生活における解釈の問題」仲村祥一編『社会学を学ぶ人のために』世界思想社：31-50.
- 井上 俊, 1982「うそ現象へのアプローチ」仲村祥一, 井上 俊編, 『うその社会心理』有斐閣：1-39.
- 井上 俊, 1986, 「動機の語彙」, 作田啓一, 井上 俊編『命題コレクション社会学』筑摩書房：30-35.
- 井上 俊, 1997, 「動機と物語」井上 俊他編『岩波講座現代社会学 現代社会の社会学1』岩波書店：19-46.
- 磯部卓三, 1975, 「嘘と社会」仲村祥一編『社会学を学ぶ人のために』世界思想社.
- 狩谷あゆみ, 1997, 「社会問題の構成と隠蔽 『道頓堀野宿者殺人事件』に関するマスコミ報道を事例として」『ソシオロジ』129: 77-95.
- 狩谷あゆみ, 1998, 「法廷における犯行動機の構成と被害者のカテゴリー化 『道頓堀野宿者殺人事件を事例として』」『社会学評論』49-1 (193): 97-109.
- 狩谷あゆみ, 1999a, 「保護／撤去／襲撃 震災後・神戸の野宿者問題」青木秀男編『場所をあける！ 寄せ場／ホームレスの社会学』松籟社：129-161.
- 狩谷あゆみ, 1999b, 「野宿者問題のリアリティ 阪神淡路大震災後の神戸市を事例として」『広島修大論集』40-1 (人文編), 広島修道大学人文学会：41-62.
- 狩谷あゆみ, 2000, 「リアリティが事実を確定する！ 法廷における犯行事実の認定をめぐる社会的構成過程」『広島修大論集』40-2 (人文編), 広島修道大学人文学会：221-245.
- 狩谷あゆみ, 2001a, 「カテゴリー化の暴力性 神戸市の野宿者問題をめぐって」『解放社会学研究』15, 日本解放社会学会：75-97.
- 狩谷あゆみ, 2001b, 「法廷における『事実』と『リアリティ』—『道頓堀野宿者殺人事件』を事例として」『法社会学』54, 法社会学会：133-156.
- 狩谷あゆみ, 2002, 「野宿者襲撃をめぐる問題構成」, 中根光敏編著『社会的排除のソシオロジ』広島修道大学研究叢書第122号, 広島修道大学総合研究所：31-52.
- 河口和也, 2001, 「『同性愛 (嫌悪)』の露見と隠蔽——パッシングをとおして『新木場事件』を読む」第17回日本解放社会学会大会自由報告.
- 風間 孝, 2001, 「『ホモ狩り』からゲイ・パッシングへ——新木場事件におけるプライバシー化とカミングアウトの戦略」第17回日本解放社会学会大会自由報告.
- 風間 孝, 2002, 「(男性) 同性愛者を抹消する暴力」好井裕明・山田富秋編『実践の

- フィールドワーク』せりか書房：97-120.
- 麻故仙女，2000，「第三者は，それをレイプと決めつけることも，レイプでないと決めつけることもできない」松沢呉一＋スタジオポット編『売る売らないはワタシが決める 売買春肯定宣言』ポット出版：25-34.
- 丸山友岐子，1991，「女と男の事件の読み方」おんな通信社編，『報道のなかの女の人権——「女子高生コンクリート詰め殺人事件」をめぐって』社会評論社：21-54.
- 松沢呉一＋スタジオポット編，2000，『売る売らないはワタシが決める 売買春肯定宣言』ポット出版.
- May B. John, 1957, 1963, *CRIME AND THE SOCIAL STRUCTURE*, FABER and EABER LTD PUBLISHERS=1969, 仲村祥一，井上 俊訳，『われらみな犯罪者か 犯罪と社会構造』雄渾社.
- Mills, C. W. 1940, "Situated actions and vocabularies of motive" *American Sociological Review* 5: 904-913=1971 田中義久訳「状況化された行為と動機の語彙」青木和夫，本間康平監訳『権力・政治・民衆』みすず書房：344-355.
- 桃河モモコ，1997，「セックスワーカーから見たピル」『インパクション』105: 53-61.
- 桃河モモコ，2000，「ある売春婦のフェミニズム」『インパクション』117: 92-95.
- 桃河モモコ，2000，「『公娼制度』が復活すれば問題は解決するのか」松沢呉一＋スタジオポット編『売る売らないはワタシが決める 売買春肯定宣言』ポット出版：71-82.
- 森 あい，2000，「『一般の婦女子』と売春婦の身体的自由は異なるのか？」松沢呉一＋スタジオポット編『売る売らないはワタシが決める 買売春肯定宣言』ポット出版：106-117.
- 森山 正，西村春夫，1999，『犯罪学への招待』日本評論社.
- 本村 洋，2000（インタビュー・構成 藤井誠二），「日記——光市母子殺害事件の遺族 妻と娘を殺されて」『論座』10月号，朝日新聞社：14-28.
- 中山千夏，1991，「ゴーカンについて」おんな通信社編，『報道のなかの女の人権——「女子高生コンクリート詰め殺人事件」をめぐって』社会評論社：9-20.
- おんな通信社編，1990，『女子高生コンクリート詰め殺人事件——彼女のくやしさがわかりますか？』社会評論社.
- おんな通信社編，1991，『報道のなかの女の人権——「女子高生コンクリート詰め殺人事件」をめぐって』社会評論社.
- 佐野眞一，2000，『東電OL殺人事件』新潮社.
- 佐野眞一，2001，『東電OL症候群』新潮社.
- 佐瀬 稔，1990，『うちの子がなぜ！ 女子高生コンクリート詰め殺人事件』草思社.
- Schur Edwin, 1965 *Crimes Without Victims: Deviant Behavior and Public Policy: Abortion, Homosexuality, and Drug Addiction*, Prentice-Hall, Inc.=1981, 畠中宗一，畠

狩谷：「被害」と「加害」の間に潜む暴力

- 中郁子訳『被害者なき犯罪 墮胎・同性愛・麻薬の社会学』新泉社。
Scott and Lyman, 1968, "Accounts", *American Sociological Review* Vol. 33 No. 1: 46-62.
Shoalter, Elane ed. 1985, *THE NEW FEMINIST CRITICISM* (12 excerpts), Panthen Books etc=1990→1999, 青山誠子訳『新フェミニスト批評 女性・文学・理論』岩波書店。
角田由紀子, 1995, 「池袋事件でみえたもの」井上輝子他編『日本のフェミニズム6 セクシュアリティ』岩波書店：201-213。
角田由紀子, 1999, 「売春女性に対する差別意識を考える——『東電OL殺人事件』差別報道から見えるもの」SEXUAL RIGHTS PROJECT編『買売春解体新書——近代の性規範からいかに抜け出すか』柘植書房：102-128。
Weeks, Jeffrey, 1986, *SEXUALITY*, Ellis Horwood Ltd. and Tavistock Publications Ltd=1996, 上野千鶴子監訳+赤川学解説『セクシュアリティ』河出書房新社。
横川和夫, 保坂 渉, 1990, 『かげろうの家 女子高生監禁殺人事件』共同通信社。
Zimmerman, Bonnie, 1985, "What Has Never Been: An Overview of Lesbian Feminist Criticism" Elane Shoalter ed. *THE NEW FEMINIST CRITICISM* (12 excerpts), Panthen Books =1990→1999, 「かつて存在しなかったもの——レズビアン・フェミニズム文学批評の概観——」青山誠子訳『新フェミニスト批評 女性・文学・理論』岩波書店：249-292。

資 料

- 「ホテル嬢客刺殺事件第一審判決」『判例時報』1989年7月21日号 (NO.1275)：41-45。
「ホテル嬢客刺殺事件控訴審判決」『判例時報』1989年10月11日号 (NO.1283)：54-58。

Summary

Violence Concealed between “Suffering” and “Assaulting”

Ayumi KARIYA

With news reporting murders on TV and newspapers, we can see names and faces of both sufferers and assailants. We naturally regard that there were some interactions between them and never have a doubt.

In this article, I will point out that female sufferers are often considered inevitable to be murdered when sufferers and assailants had sexual relations. The object of the paper is neither to conclude prostitution as rape nor to support men who use sexual violence to women. The author aims to reveal violence held in being categorized as “women who are raped” and “women who prostitute”, investigating the discourses constructed with both categories.